

四 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百四十三号）

改正案

現行

（株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
 第十一条 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
 第十一条 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第七百八十五条第五項	読み替えられる字句	読み替える字句
	第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四条第一	
	効力発生日	、同法第二十一条	
		第一項の吸収合併	
		がその効力を生ず	
		る日（以下この項	
		及び次条において	

読み替える会社法の規定	第七百八十五条第五項	読み替えられる字句	読み替える字句
	第一項	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四条第一	
	効力発生日	、同法第二十一条	
		第一項の吸収合併	
		がその効力を生ず	
		る日（以下この項	
		及び次条において	

(削る)		第七百八十五條第八項		(削る)	
(削る)		第七百八十六條第一項	吸収合併等	(削る)	
(削る)		消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） あつては、吸収合併存続会社	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併	(削る)	「効力発生日」という。）
(削る)		消滅銀行（効力発生日後） あつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。）			

第七百八十五條第六項		第七百八十五條第七項		第七百八十五條第六項	
消滅株式会社等		吸収合併等		消滅株式会社等	
消滅銀行		金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併		消滅銀行	「効力発生日」という。）
第七百八十六條第五項		第七百八十六條第一項		第七百八十六條第五項	
効力発生日（吸収分		消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） あつては、吸収合併存続会社		効力発生日	
効力発生日		消滅銀行（効力発生日後） あつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。）		効力発生日	

第七百八十五条第五項	第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
		効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	同法第二十三条第一項の規定による通知又は同条第一項の規定による公告をした日から二		

第七百八十五条第五項	第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
		効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	同法第二十三条第一項の規定による通知又は同条第一項の規定による公告をした日から二	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四条第一項	

(削る)	第七百八十六条第一項	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社	消滅銀行（新設合併設立金融機関の成立の日（以下この条において「効力発生日」という。）後にあつては、新設合併設立金融機関	(削る)	十日以内
(削る)	第七百八十五条第八項	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併	(削る)	

第七百八十六条第五項	第七百八十六条第一項	第七百八十五条第六項	第七百八十五条第七項	消滅株式会社等	消滅銀行	十日以内
効力発生日（吸収分割をする場合にあつては、当該株式の代金の支払の時）	効力発生日（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社	吸収合併等	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併	消滅銀行	消滅銀行	十日以内
効力発生日	消滅銀行（新設合併設立金融機関の成立の日（以下この条において「効力発生日」という。）後にあつては、新設合併設立金融機関					

(新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え)
 第十二条 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求
 (吸収合併の場合に限る。) について会社法第七百八十七条第五項
 及び第九項並びに第七百八十八条第一項の規定を準用する場合にお
 けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	第七百八十七条第五 項	読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)				
(削る)				、金融機関の合併 及び転換に関する 法律第二十一条第 一項の吸収合併が その効力を生ずる 日(以下この項及 び次条において「 効力発生日」とい う。)

(新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え)
 第十二条 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求
 (吸収合併の場合に限る。) について会社法第七百八十七条第五項
 から第七項まで及び第七百八十八条第一項の規定を準用する場合に
 おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする
 。

第七百八十七条第六	第七百八十七条第五 項	読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
消滅株式会社等				
消滅銀行				、金融機関の合併 及び転換に関する 法律第二十一条第 一項の吸収合併が その効力を生ずる 日(以下この項及 び次条において「 効力発生日」とい う。)

第七百八十七條第九項	吸収合併等	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） 消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併））
第七百八十八條第一項	吸収合併等	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） 消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併））
第七百八十七條第七項	吸収合併等	消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併））

2 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七條第五項及び第九項並びに第七百八十八條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八十七條第七項	吸収合併等	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） 消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併））
第七百八十八條第一項	吸収合併等	消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） 消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併））
第七百八十七條第七項	吸収合併等	消滅銀行（効力発生日後にあつては、吸収合併存続信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併））

2 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七條第五項から第七項まで及び第七百八十八條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八十八条第一項	第七百八十七条第九項	(削る)	第七百八十七条第五項	読み替える会社法の規定
消滅株式会社等(吸収合併をする場合における効力発生日後)	吸収合併等	(削る)	効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	読み替えられる字句
消滅銀行(新設合併設立金融機関の成立の日(以下こ	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併	(削る)	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十三条第一項の規定による通知又は同条第二項の規定による公告をした日から二十日以内	読み替える字句

第七百八十八条第一項	第七百八十七条第七項	第七百八十七条第六項	第七百八十七条第五項	読み替える会社法の規定
消滅株式会社等(吸収合併をする場合における効力発生日後)	吸収合併等	消滅株式会社等	効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	読み替えられる字句
消滅銀行(新設合併設立金融機関の成立の日(以下こ	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併	消滅銀行	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十三条第一項の規定による通知又は同条第二項の規定による公告をした日から二十日以内	読み替える字句

	にあつては、吸収合併 存続会社	の条において「効 力発生日」という 。後にあつては 、新設合併設立金 融機関
--	--------------------	--

(吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え)

第十四条 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十三
条第一項(第二号を除く。)、第二十四条第一項並びに第二十六
条第一項、第二項(第二号口を除く。)及び第四項の規定を準用す
る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとあ
りとする。

(表略)

2 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十四条第
二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第
七百八十五条第五項から第八項まで及び第七百八十六条第一項の規
定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八十五条第五 規定	読み替えられる会社法の 読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百八十五条第五 第一項		金融機関の合併及

	にあつては、吸収合併 存続会社	の条において「効 力発生日」という 。後にあつては 、新設合併設立金 融機関
--	--------------------	--

(吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え)

第十四条 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十三
条第一項(第二号を除く。)、第二十四条第一項並びに第二十六
条第一項、第二項(第二号口を除く。)及び第四項の規定を準用す
る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとあ
りとする。

(表略)

2 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十四条第
二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第
七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及
び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八十五条第五 規定	読み替えられる会社法の 読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百八十五条第五 第一項		金融機関の合併及

項 第七百八十六条第一	項 第七百八十五条第八	項及び第七項 第七百八十五条第六	項
消滅株式会社等（吸収合併をする場合に	吸収合併等	消滅株式会社等	、効力発生日
吸収合併存続銀行	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十八条第一項の新設合併	吸収合併存続銀行	、同法第二十八条第一項の吸収合併がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。） び転換に関する法律第三十一条において準用する同法第二十四条第一項
項 第七百八十六条第一	項 第七百八十五条第七	項 第七百八十五条第六	項
消滅株式会社等（吸収合併をする場合に	吸収合併等	消滅株式会社等	、効力発生日
吸収合併存続銀行	金融機関の合併及び転換に関する法律第二十八条第一項の新設合併	吸収合併存続銀行	、同法第二十八条第一項の吸収合併がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。） び転換に関する法律第三十一条において準用する同法第二十四条第一項

第二百九十二条第一		第二百九条第一項第六号
合併により当該株式	<p>第二百九条第二項第四号</p> <p>合併により当該株式会社が消滅する場合</p>	<p>合併により当該株式会社が消滅する場合</p>
協同組織金融機関	<p>第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社</p> <p>金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫又は同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫</p>	<p>協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合</p> <p>協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合</p>

第二百九条第一項第六号及び第二百九十三条第一項第三号	合併により当該株式会社が消滅する場合	協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合
----------------------------	--------------------	------------------------------------

<p>項第二号</p>	<p>会社が消滅する場合</p>	<p>との吸収合併又は 新設合併により普 通銀行が消滅する 場合</p>
<p>第二百九十三条第一 項第四号</p>	<p>合併により当該株式 会社が消滅する場合</p>	<p>協同組織金融機関 との吸収合併又は 新設合併により普 通銀行が消滅する 場合</p>
<p>2 法第五十三條第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九條第一 項第三号に掲げる方法により法第五十三條第二項において準用す</p>	<p>第七百四十九條第一 項に規定する吸収合 併存続会社又は第七 百五十三條第一項に 規定する新設合併設 立会社</p>	<p>金融機関の合併及 び転換に関する法 律第十一条第一項 第一号に規定する 吸収合併存続信用 金庫又は同法第十 五条第一項第二号 に規定する新設合 併設立信用金庫</p>

<p>2 法第五十三條第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九條第一 項第三号に掲げる方法により法第五十三條第二項において準用す</p>	<p>金融機関の合併及 び転換に関する法 律第十一条第一項 第一号に規定する 吸収合併存続信用 金庫又は同法第十 五条第一項第二号 に規定する新設合 併設立信用金庫</p>	<p>2 法第五十三條第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九條第一 項第三号に掲げる方法により法第五十三條第二項において準用す</p>
---	--	---

る会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

3 法第五十三条第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第五十三条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第五項にお

る会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

3 法第五十三条第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第五十三条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第四項にお

第九百四十条第三項		て準用する場合を含む。)
これらの	前二項	
同項の	第一項	

(転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え)

第二十五条 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

2 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二條第七項、第二十四條第一項、第二十七條第三項及び第三十二條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十二條第七項	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第六項			第五十八條において準用する第二十二條第六項

第九百四十条第三項		て準用する場合を含む。)
これらの	前二項	
同項の	第一項	

(転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え)

第二十五条 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

2 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二條第七項、第二十四條第一項、第二十七條第三項及び第三十二條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十二條第七項	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第六項			第五十八條において準用する第二十二條第六項

第二十四条第一項第一号	第二十二條第六項	消滅銀行が指名委員会等設置会社	轉換をする普通銀行が指名委員会等設置会社
第二十七條第三項	この節及び第十二條	次章第二節	
第三十二條第一項	第二十八條第一項	第五十六條第一項	

3 法第五十八條において轉換をする普通銀行について法第二十二條第七項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第三百二十四條第三項（各号を除く。）及び第三百二十五條の規定に係る技術的讀替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

4 法第五十八條において轉換をする普通銀行について法第二十四條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五條第五項及び第七百八十六條第一項の規定に係る技術的讀替えは、次の表のとおりとする。

第二十四条第一項第一号	第二十二條第六項	消滅銀行が委員会設置会社	轉換をする普通銀行が委員会設置会社
第二十七條第三項	この節及び第十二條	次章第二節	
第三十二條第一項	第二十八條第一項	第五十六條第一項	

3 法第五十八條において轉換をする普通銀行について法第二十二條第七項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第三百二十四條第三項（各号を除く。）及び第三百二十五條の規定に係る技術的讀替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

4 法第五十八條において轉換をする普通銀行について法第二十四條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五條第五項並びに第七百八十六條第一項及び第五項の規定に係る技術的讀替えは、次の表のとおりとする。

<p>第七百八十六条第一項</p>		<p>第七百八十五条第五項</p>	<p>読み替える会社法の規定</p>
<p>消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） あつては、吸収合併継続会社</p>	<p>、効力発生日</p>	<p>第一項</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>転換をする普通銀行（効力発生日後） あつては、転換後信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する転</p>	<p>、転換の効力が生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）</p>	<p>金融機関の合併及び転換に関する法律第五十八条において準用する同法第二十四条第一項</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第七百八十六条第一項</p>		<p>第七百八十五条第五項</p>	<p>読み替える会社法の規定</p>
<p>消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後） あつては、吸収合併継続会社</p>	<p>、効力発生日</p>	<p>第一項</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>転換をする普通銀行（効力発生日後） あつては、転換後信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する転</p>	<p>、転換の効力が生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）</p>	<p>金融機関の合併及び転換に関する法律第五十八条において準用する同法第二十四条第一項</p>	<p>読み替える字句</p>

(削る)	(削る)	(削る)	換後信用金庫をい う。
------	------	------	----------------

5 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十五条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十七条第五項及び第七百八十八条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

6 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第三十二条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十一条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

(普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え)

第二十六条 法第五十九条第四項において同条第一項第九号に掲げる事項について同条第三項の規定を準用する場合における当該規定に

第七百八十六条第五項	効力発生日(吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時)	効力発生日	換後信用金庫をい う。
------------	------------------------------------	-------	----------------

5 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十五条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十七条第五項及び第七百八十八条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

6 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第三十二条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十一条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

(普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え)

第二十六条 法第五十九条第三項において同条第一項第九号に掲げる事項について同条第二項の規定を準用する場合における当該規定に

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十九条第三項	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	同項第七号	同項第七号	前項第九号
転換後銀行の株式	金銭		

(転換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条 法第六十五条第二項において転換をする普通銀行について会社法第二百九条第二項(第三号に係る部分に限る。)及び第二百九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百九条第二項第三号及び第二百九十二条第二項第三号	第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社
	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定す	

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十九条第二項	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	同項第七号	同項第七号	前項第九号
転換後銀行の株式	金銭		

(転換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条 (新設)

る転換後信用金庫

2 | 法第六十五条第二項において転換をする普通銀行について会社法第二百九十三条第五項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百二十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第二項	同条第二項の	新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる

3 | 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

2 | 法第六十五条第二項において転換をする普通銀行について会社法第二百九十三条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百二十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第二項	前条第二項の	新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる

2 | 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表略）

4 | 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項		読み替える会社法の規定 第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）
前二項		読み替えられる字句 この法律
第一項		読み替える字句 金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）

3 | 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項（同法第二百九十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項		読み替える会社法の規定 第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）
前二項		読み替えられる字句 この法律
第一項		読み替える字句 金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百二十条第一項（第二百九十三條第四項において準用する場合を含む。）

これらの	同項の
(合併の登記申請書の添付書面)	
第三十二条 法第五十二条第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。	
一 金融庁長官（法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本	
二 吸収合併契約書	
三 法第二十九条第一項及び第三項又は第四十一条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（法第三十条第一項本文又は第四十二条第一項に規定する場合にあつては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面（指名委員会等設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面）及び当該場合に該当することを証する書面（法第三十条第二項又は第四十二条第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあっては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。））	
四 法第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号口を除く。）又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二	

これらの	同項の
(合併の登記申請書の添付書面)	
第三十二条 法第五十二条第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。	
一 金融庁長官（法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本	
二 吸収合併契約書	
三 法第二十九条第一項及び第三項又は第四十一条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（法第三十条第一項本文又は第四十二条第一項に規定する場合にあつては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面（委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面）及び当該場合に該当することを証する書面（法第三十条第二項又は第四十二条第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあっては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。））	
四 法第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号口を除く。）又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二	

項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第三十一条において準用する法第二十六条第三項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面

六 吸収合併存続金融機関が協同組織金融機関であるときは、出資の総口数及び総額（信用協同組合にあつては、払込済出資総額。次項第五号及び第三十五条第一項第九号において同じ。）の変更を証する書面

七 吸収合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

八 吸収合併消滅金融機関において法第二十二条第一項、第四項及び第六項又は第三十五条第一項の規定による吸収合併契約の承認

項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第三十一条において準用する法第二十六条第三項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面

六 吸収合併存続金融機関が協同組織金融機関であるときは、出資の総口数及び総額（信用協同組合にあつては、払込済出資総額。次項第五号及び第三十五条第一項第九号において同じ。）の変更を証する書面

七 吸収合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

八 吸収合併消滅金融機関において法第二十二条第一項、第四項及び第六項又は第三十五条第一項の規定による吸収合併契約の承認

その他の手続があつたことを証する書面

九 吸収合併消滅金融機関において法第二十六条第二項（第二号口を除く。）又は第三十八条第二項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項又は第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社（会社法第一百七十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行して

その他の手続があつたことを証する書面

九 吸収合併消滅金融機関において法第二十六条第二項（第二号口を除く。）又は第三十八条第二項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項又は第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社（会社法第一百七十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行して

いないことを証する書面

2 法第五十二条第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書面

二 新設合併契約書

三 定款

四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第四十七条第二項第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書面

ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代代表取締役（設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役員及び設立時代代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

ハ 資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 新設合併設立金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

六 新設合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

いないことを証する書面

2 法第五十二条第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書面

二 新設合併契約書

三 定款

四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第四十七条第二項第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書面

ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代代表取締役（設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役員及び設立時代代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

ハ 資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 新設合併設立金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

六 新設合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

七 新設合併消滅金融機関において法第二十二條第一項、第四項及び第六項又は第三十五條第一項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

八 新設合併消滅金融機関において法第二十六條第二項（第二号イを除く。）又は第三十八條第二項（第二号イを除く。）による公告及び催告（法第二十六條第三項又は第三十八條第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七條各号、信用金庫法第八十七條の四第一項各号、労働金庫法第九十一條の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三條第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社であるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたこと

七 新設合併消滅金融機関において法第二十二條第一項、第四項及び第六項又は第三十五條第一項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面

八 新設合併消滅金融機関において法第二十六條第二項（第二号イを除く。）又は第三十八條第二項（第二号イを除く。）による公告及び催告（法第二十六條第三項又は第三十八條第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七條各号、信用金庫法第八十七條の四第一項各号、労働金庫法第九十一條の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三條第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社であるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたこと

<p>とを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行して ないことを証する書面</p> <p>3 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）並びに第四十六条第三 項及び第五項（添付書面の通則）の規定は、前二項の登記の申請に ついて準用する。</p>	<p>とを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行して ないことを証する書面</p> <p>3 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）並びに第四十六条第三 項及び第四項（添付書面の通則）の規定は、前二項の登記の申請に ついて準用する。</p>
---	---